

広島県告示第四百九号

広島県漁業調整規則（昭和四十一年広島県規則第五十四号）第八条第二項及び第二十一条第三項の規定によつて、定数漁業の許可及び起業の認可の申請期間を次のとおり定めた。

平成二十五年五月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 定数漁業

瀬戸内海機船船びき網（ニそついわし船びき網）漁業

二 申請期間

平成二十五年五月十五日から平成二十五年五月三十一日まで